

東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

東日本大震災及び原子力災害の発生から３年半が経過したが、依然として多くの方が故郷を離れ、先行きの見えない厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を送っている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所では、除染や汚染水対策など、多くの課題が抜本的な解決に至っておらず、事故収束の見通しは立っていない。

こうした中、避難者・被災者に対しては、今後の見通しを示すとともに、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を更に講じていく必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、原子力発電所の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力安全対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、未曾有の大災害からの復興を国民全体で支え合っていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体に対して、また、原子力発電所の安全対策の充実など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

１ 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について

- (１) 借上げ仮設住宅に係る入居期限の複数年延長や避難先での就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的な施策を推進すること。
- (２) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村

に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証と総括を実施し、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- (2) 放射線モニタリング体制の強化及び緊急時におけるモニタリング結果や放射性物質拡散予測結果など、必要な情報が迅速かつ確実に市町村へ伝わるよう情報伝達体制の整備を図ること。
- (3) 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、法改正等も含めた実効性のある対策の明確な方針を示し、地方自治体の取組に対し積極的に協力すること。
- (4) 原子力防災対策における広域避難に係る調整など、一自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が相互に連携して支援すること。
- (5) 原子力施設の安全確保及び防災対策上における安全協定の位置付けを明確化すること。
- (6) 新規制基準適合審査について、評価結果及び審査書案を国が主体的に責任をもって分かりやすく国民に説明すること。

以上 決議する。

平成26年10月17日

第165回北信越市長会総会